環境 クリーンセンターばい煙、水質、ごみ質等測定分析業務仕様

平成28年度

#### 環境クリーンセンターばい煙、水質、ごみ質等の測定分析業務仕様書

本業務は、環境クリーンセンターより排出されるばい煙、排出水、ごみ質及び焼却残渣の測定を行うものである。

#### 【一般事項】

- 1 本業務は、仕様書、及び関係諸官公庁の規則を遵守し、担当職員の指示に従い完全に施工する。
- 2 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、記載されていない事項であっても当 然必要と思われるものについては受託者の責任において、施工しなければならない。
- 3 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- 4 施工写真は、黒板等を使用し施行状況(採取中、分析中)の経過及び月日が詳しく分かる写真を提出するものとする。
- 5 提出書類(原則としてA4判とする。)
  - ① 報告書·計量証明書
  - ② 施工写真
  - ③ 作業週報又は月報
  - ④ その他担当職員の指示による必要書類
- 6 その他
  - ① 関係法令の遵守

本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。業務内容により、関係官公庁への許可、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受託者負担により代行するものとする。

- ② 労務災害の防止
  - 施工中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。
- ③ 本業務施工中に受託担当者が誤って他の装置を破損した場合には、全面的に責任を負うものとする。

# 【特記事項】

### 1. 施工内容

## (1) ばい煙測定

① 測定場所及び測定項目等

測定場所及び測定項目等 測 定 場 所	測定項目及び測定方法		測定	回数	備考
ボイラー出口 (ろ過式集じん機入口)	別表1の(1)~(13)		A系焼却炉	年2回	各炉6ケ月に1
			B系焼却炉	年2回	回
	B A L L N N WEE	ガス状		年1回	
	ダイオキシン類	ダスト状		(2検体)	
湿式有害ガス除去装置 (EDV) 入口	別表1の(1)~(13)		A系焼却炉	年2回	各炉6ケ月に1
(ろ過式集じん機出口)	別衣107(1)~(13)		B系焼却炉	年2回	旦
	ダイオキシン類	ガス状		年1回	
	グイスインン類	ダスト状		(2検体)	
湿式有害ガス除去装置 (EDV) 出口			A系焼却炉	年2回	各炉6ケ月に1
	別表1の(1)~(13)		B系焼却炉	年2回	□
触媒脱硝塔入口	ダイオキシン類		A系焼却炉	年1回	
	ダイスインン類		B系焼却炉	年1回	
煙 突	別表1の(1)~(13)			年12回	原則として1 カ月に1回
	別表1の(14)~(24)		A系焼却炉	年2回	各炉6ケ月に1
	別茲107(14)~(24)		B系焼却炉	年2回	旦
	ダイオキシン類 CO(連続測定)		A系焼却炉	年1回	前回測定日か ら1年以内に
(外) 御中頂日には 批判。	O <sub>2</sub> (連続測定)		B系焼却炉	年1回	測定を実施す ること

(注) 測定項目には、排ガス量(温度、水分、流速、ガス組成等)を含む。

別表1 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法	測定項目	測定方法
(1) ばいじん		(15) アンチモン及びその化合物	
(2) 硫黄酸化物	大気汚染防止法第 16条(ばい煙量等	(16) N-エチルアニリン	
(3)窒素酸化物	の測定)及び同施 行規則第15条(ば	(17) 塩素	
(4) 塩化水素	い煙量等の測定) に定める方法	(18) クロロニトロベンゼン	「大阪府生活環境の
(5) フッ化水素		(19) 臭素	保全等に関する条例 施行規則別表第5第2
(6) 砒素及びその化合物	JIS K 0083	(20) バナジウム及びその化合物	号の表の備考4並びに別表第9の2の項及び4の項の測定され
(7) クロム及びその化合物	JIS K 0083	(21) ベリリウム及びその化合物	び4の項の測定方法」 (平成6年10月31日、
(8) 亜鉛及びその化合物	JIS K 0083	(22) ホスゲン	大阪府公告第139号) に定める方法
(9) 水銀及びその化合物	「大阪府生活環境 の保全等に関する	(23) ホルムアルデヒド	
(10) 銅及びその化合物	条例施行規則別表 第5第2号の表の備	(24) N-メチルアニリン	
(11) マンガン及びその化合物	考4並びに別表第9 の2の項及び4の項		
(12) カドミウム及びその化合物	の測定方法」(平成 6年10月31日、大	(25) ダイオキシン類	ダイオキシン類対 策特別措置法施行規
(13) 鉛及びその化合物	阪府公告第139号) に定める方法		則第2条に定める方 法
(14) アニシジン			(JIS K 0311)
		(26) CO(連続測定)	JIS K 0098
		(27) О 2 (連続測定)	JIS K 0301

#### ② 試料採取方法

- ・ 各系統のボイラー出口、EDV入口・出口及び煙突の試料採取は、原則として4ヶ所、同日、同時間帯にすること。
- ・ 試料採取は、1ヶ所当たり1回の測定で2検体以上採取し、平均すること。(ただし、ダイオキシン類、CO、 $O_2$  は除く)
- ・ CO及びO2の測定は、ダイオキシン類の試料採取30分前から終了時点までの連続測定とする。
- ・ ボイラー出口、湿式有害ガス除去装置入口のダイオキシン類は、ガス状とダスト状に分けて分析し、それぞれの測定値を出すと共に、合計値も出すこと。

### (2) 水質測定

### ① 測定場所及び測定回数

測定場所	測定項目	測定回数	備考
洗煙系排水処理(入口)	別表2の(1)~(47)	年6回(2ヶ月に1回)	
(八世 ) (八日)	別表2の(48)	年1回	
	別表2の(1)~(47)		採水は、原則として
洗煙系排水処理(出口)	別表2の(48)	年1四 前同測定日から1年	午前、午後各1回と し、等量混合して分 析の試料とする。 (ただし、ダイオキ シン類については1
環境クリーンセンター(汚水出口)	別表2の(1)~(47)	年6回(2ヶ月に1回)	回とする)
No.1洗煙沈殿槽(出口)	別表2の(1)(9)(12) (14)(15)(32)(37)~	年6回(2ヶ月に1回)	
洗煙砂ろ過塔出口	(41)	十0四(27月(年1四)	

#### 別表2 測定項目及び測定方法

別表2 測定項	負目及び測定方法		
	測 定	項目	
(1) 水素イオ	ン濃度指数	(25) 1,1,1-トリクロロエタン	
(2) 生物化学	的酸素要求量	(26) 1,1,2-トリクロロエタン	
(3) 浮遊物質	量	(27) 1,3-ジクロロプロペン	
(4) 温度		(28) チウラム	
(5) アンモニア性望	窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	(29) シマジン	
(6) ノルマル	ヘキサン抽出物質含有量	(30) チオベンカルブ	
(7) 窒素含有	·量·	(31) ベンゼン	
(8) 燐含有量	[	(32) セレン及びその化合物	
(9) カドミウ	ム及びその化合物	(33) ほう素及びその化合物	
(10) シアン化	合物	(34) ふっ素及びその化合物	
(11) 有機燐化	合物	(35) 1,4-ジオキサン	
(12) 鉛及びそ	の化合物	(36) フェノール類	
(13) 六価クロ	ム化合物	(37) 銅及びその化合物	
(14) 砒素及び	その化合物	(38) 亜鉛及びその化合物	
(15) 水銀及び	アルキル水銀その他の水銀化合物	(39) 鉄及びその化合物 (溶解性)	
(16) アルキル	水銀化合物	(40) マンガン及びその化合物(溶解性)	
(17) ポリ塩化ビフェニル		(41) クロム及びその化合物	
(18) トリクロロエチレン		(42) 沃素消費量	
(19) テトラク	ロロエチレン	(43) 大腸菌群数	
(20) ジクロロ	メタン	(44) 化学的酸素要求量	
(21) 四塩化炭	·素	(45) 外観	
(22) 1,2-ジク	ロロエタン	(46) 色度	
(23) 1,1-ジク	ロロエチレン	(47) 臭気	
(24) シス-1,2	?-ジクロロエチレン	(48) ダイオキシン類	
	(1)~(43)の項目	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生 省、建設省令第1号)に定める方法	
	(44)	JIS K 0102.17	
加宁十年	(45)	JIS K 0102.8	
測定方法	(46)	JIS K 0101.10.1	
	(47)	下水試験方法による	
	(48)	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条に定める方法 (JIS K 0312)	

## (3) ごみ質分析

採取場所

ごみピット

② 測定回数

年4回(3ヶ月に1回)

③ 測定項目及び測定方法

	測 定 項 目	測 定 方 法	備考
ごみの	種類組成		(1) 午前、午後各1回の
(分類	は別表3のとおり)	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環	200kg~300kgのサンプ
2	水分	境衛生局水道環境部環境整備課長通知	リングとし、十分に混
ごみの 3成分	灰 分	に定める方法	合して四分法により数
0,4,4,7,3	可燃分		回縮分し、分析の 試
高位発	熱量、低位発熱量		料とする。
単位容積	<b>責重量</b>		(円錐四分法)
// •	炭素	JIS M 8819 準拠	
化	水素	JIS M 8819 準拠	(2) ごみの種類組成分析
学	窒 素	JIS M 8819 準拠	では、組成ごとの湿重
分	硫 黄	JIS K 0103 準拠	量も測定すること。
析	塩 素	JIS K 0107 準拠	
171	酸素		

#### 別表3 ごみの種類組成

- 1. 紙・セロファン類
- 2. 繊維類
- 3. 木・竹・草・わら類
- 4. 動物性厨芥類
- 5. 植物性厨芥類
- 6. 卵·貝殼類
- 7. ビニール・プラスチック類
- 8. ゴム・皮革類
- 9. 金属類
- 10. ガラス・陶器・石礫類
- 11. 5 mmのふるい通過しない物
- 12. 5 mmのふるい通過した物

#### (4) 残渣分析

#### ① 測定試料及び採取場所

測定試料	採	取 場 所	測定項目及び測定方法	測定回数
固化灰	ごみ焼却炉	固化灰バンカ	別表4の(1)~(5)	年2回(6ケ月に1回)
			別表4の(6)	年1回 前回測定日から1年 以内に測定を実施す ること
ばいじん (飛灰)	ごみ焼却炉	ダストバンカ	別表4の(6)	年1回
焼き缶	ごみ焼却炉	炉下鉄分バンカ	別表4の(1)~(5)	年2回(6ケ月に1回)
焼却灰(炉下不燃物)	ごみ焼却炉	炉下不燃物バンカ	別表4の(1)~(5)	年2回(6ケ月に1回)
			別表4の(6)	年1回 前回測定日から1年 以内に測定を実施す ること
動物炉焼却灰	動物焼却炉		別表4の(6)	年1回 前回測定日から1年 以内に測定を実施す ること

測定、分析は上記を基本とする。ただし、大阪湾広域臨海環境整備センターへ「焼却灰」、「ばいじん処理物」、「不燃粗大ごみ」を搬出するにあたり、上記測定分析では不足する事項について、遺漏なきよう実施すること。

大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出する際に必要な測定、分析事項は下表のとおりである。

種別	種類	測定項目及び測定方法	測定回数・時期
契約前検査	大阪湾広域臨海環境 整備センター搬出廃 棄物のすべて	大阪湾広域臨海環境整備セン ターが定める項目	1回/年(概ね1月)
中間検査	ばいじん処理物	大阪湾広域臨海環境整備セン ターが定める項目	回数:3回/年 時期:4月から12月までの間で、 概ね3ケ月ごとに1回
独自検査 ばいじん処理物		鉛またはその化合物	8回/年
		この他、搬出物管理上必要な測定、分析を計画し、実施すること	

## 別表4 測定項目及び測定方法等

測 定 項 目	測 定 方 法
<ul><li>(1) 単位容積重量</li><li>(2) 熱灼減量</li><li>(3) 含水率</li></ul>	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整 一備課長通知の別紙2のⅡ及び別紙2の1に定める方法
(4)油 分	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法 (昭和49年9月30日環境庁告示第64号)
<ul> <li>(5)溶出試験</li> <li>① アルキル水銀化合物</li> <li>② 水銀またはその化合物</li> <li>③ カドミウムまたはその化合物</li> <li>④ 鉛またはその化合物</li> <li>⑤ 六価クロム化合物</li> <li>⑥ ヒ素またはその化合物</li> <li>⑥ ヒ素またはその化合物</li> <li>⑨ オ機りん化合物</li> <li>⑧ シアン化合物</li> <li>⑨ ポリ塩化ビフェニル(PCB)</li> <li>⑩ トリクロロエチレン</li> <li>⑪ テトラクロロエチレン</li> <li>⑫ セレン及びその化合物</li> </ul>	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)に定める方法。 (検液の作成は、同告示第1の表中の試料液口またはハによることとし、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係るものは第2の別表第3(3)ハ(ロ)(ハ)によること)
(6) ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規 定に基づき環境大臣が定める方法(平成16年環境省告示第80号) 別表に定める方法

#### 2. 報告書

- (1) 報告書の様式等は、本市の指示に従い作成すること。 報告書は、原則として1ヶ月以内に市に提出するものとする。ただし、ダイオキシン類についてはこの限りでない。
- (2) 年間報告書として、各測定項目ごとの一覧表を提出すること。
- (3) ダイオキシン類測定時の報告書は、下記内容についても記載するものとする。
  - ① ダイオキシン類等測定結果(計量証明書等)。 なお、ダイオキシン類については、分析チャートの添付。
  - ② 排ガスのダイオキシン類測定時における焼却施設の運転データ。 ただし、報告書に必要な炉内及びろ過式集じん機入口のガス温度、炉頂酸素濃度等については、環境クリーンセンターでの連続測定結果を提供する。
  - ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に示された、維持管理基準との比較及び考察。
  - ④ 過年度との比較表。
- (4) その他、担当職員の指示による内容。

#### 3. その他

(1) 測定は、本仕様書に示した各測定方法及び関係法令等を遵守し、実施すること。関係法令等の改 訂により測定項目、測定方法等に変更があった場合には、改訂後の法令等に従い測定を実施するこ と。

この場合の経費は、受託者負担とする。

- (2) ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条(定義)に定めるものとする。
- (3) 定量下限値については、施工前に担当職員と協議し、承認を得ること。
- (4) 試料採取時には、担当職員の指示により行うこと。
- (5) 測定に必要な電気・水は支給する。
- (6) 報告書のデータに疑義があると市が判断した場合は、再度測定の業務を行う。ただし、この 場合の経費は、受託者負担とする。